

平成 19 年 1 月 22 日  
株式会社東京金融先物取引所

## 為替証拠金取引資格要件の見直しについて

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本取引所は、為替証拠金取引資格の要件について見直し、別紙の通り変更することを検討しております。

この変更は、市場の健全性を確保しつつ、実質的に資格要件を満たすと認めうる申請者に対し、参加資格を付与することを目的としています。

(なお、取引参加者規程施行規則により、為替証拠金取引資格の要件は為替証拠金清算資格の要件に準じています。したがって、今回の変更が行われた場合、為替証拠金取引資格及び為替証拠金清算資格の両方の要件が変更されることとなります。)

見直し後の変更は、平成 19 年 2 月中旬以降に行う予定としています。

以 上

【別紙】為替証拠金取引資格及び清算資格の要件に関する検討事項

(『業務方法書』より抜粋、下線部が変更を検討している内容)

| 変 更 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p><b>(清算参加者の要件)</b></p> <p>第5条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ 純資産額が 30 億円以上<u>(ただし、これを実質的に満たすものとして本取引所が特に認めた場合は、この限りでない。)</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ 清算資格取得申請者の<u>親会社</u>が一般的な金融業務に習熟しており、かつ前項第5号に掲げるすべての要件を満たすこと</p> <p>ロ~ニ (略)</p> | <p><b>(清算参加者の要件)</b></p> <p>第5条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ 純資産額が 30 億円以上</p> <p>ロ (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>イ 清算資格取得申請者の<u>発行済株式の総数を有する会社</u>が一般的な金融業務に習熟しており、かつ前項第5号に掲げるすべての要件を満たすこと</p> <p>ロ~ニ (略)</p> |

変更案における「親会社」とは、総株主の議決権の過半数を有する法人をいう。